

長野県知事部局の懲戒処分一覧 令和2年度

処分年月日	所属部局 職位 年齢・性別	処分	処 分 理 由
R2.6.12	建設部 現地機関 専門幹 60歳 男性	減給 2/10 4月	地方事務所商工観光課(平成29年度からは地域振興局商工観光課)に勤務していた平成28年度から平成30年度の間、信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税課税免除認定申請を未処理のまま放置するなどの不適正な事務処理を行った。また、創業等応援減税制度に基づく創業認定申請を未処理のまま放置したほか、決裁を受けずに創業認定申請承認通知書を業者へ交付した。さらに、異動に際して未処理の申請書類を後任者に引き継がず、自宅に持ち帰るなどの不適正な事務処理を行った。
R2.11.11	総務部 現地機関 57歳 女性	戒告	県税の滞納者と同姓同名かつ生年月日も同一である別人の預金の差押を行った。また、その結果、滞納者の個人情報が入該別人に漏えいすることとなった。
R2.11.11	環境部 現地機関 廃棄物監視員 59歳 男性	戒告	建設事務所に勤務していた平成26年度に、県発注工事の施業地に隣接する住宅に対する補償事務に関し、関係書類を紛失し、処理を放置し、上司への適切な相談・報告や後任者への事務引継ぎを行わなかった結果、当該住宅所有者に対する補償が著しく遅れた。